

共済年金 だより

No.92

平成20年5月発行

国家公務員共済組合連合会

主
な
記
事

< 重要 >

「年金加入記録のお知らせ」について…………… 2頁

< お知らせ/お願い >

全国年金相談会とは…………… 4頁

全国年金相談開催案内…………… 5頁

年金Q&A…………… 6頁

平成20年度の年金額は据置き…………… 6頁

読者のひろば・表紙写真募集・お問い合わせ先…………… 8頁



「残雪の大雪山」北海道旭川市 就夫の丘 立川孝二 (北海道)

「年金加入記録のお知らせ」 について

Q1. 「年金加入記録のお知らせ」が届きましたが、何か手続きは必要なのですか？

A. 今回送付いたしました「年金加入記録のお知らせ」は、皆さまご自身で、公務員共済の年金加入記録をご確認いただき、ご安心いただくために送付させていただいたものです。

記載内容について回答をお願いするものではありませんので、特に手続きを行っていただく必要はありません。ご確認後は、大切に保管してください。

Q2. 年金加入記録の「加入期間始期」と「加入期間終期」に、日にちの表示がありませんが、どうしてですか？

A. 連合会では、年金の基礎となる加入期間を年及び月単位でデータ管理しているため、「年金加入記録」の「加入期間始期」と「加入期間終期」については、「昭和〇〇年〇〇月」「平成〇〇年〇〇月」のように、年及び月で表示しています。

公務員共済の年金は、昭和61年3月以前は年数単位、昭和61年4月以降は月数単位で計算することとされていますので、年金額に影響はありません。

「加入期間始期」の表示例

昭和30年4月 1日に加入した場合 → 昭和30年4月と表示されます。

昭和30年4月30日に加入した場合 → 昭和30年4月と表示されます。

「加入期間終期」の表示例（昭和61年3月以前に退職された方）

昭和50年4月 1日に退職した場合 → 昭和50年4月と表示されます。

昭和50年4月30日に退職した場合 → 昭和50年4月と表示されます。

「加入期間終期」の表示例（昭和61年4月以降に退職された方）

昭和63年3月31日に退職した場合 → 昭和63年3月と表示されます。

昭和63年4月 1日に退職した場合 → 昭和63年3月(注)と表示されます。

平成10年4月20日に退職した場合 → 平成10年3月(注)と表示されます。

(注) 昭和61年4月以降に退職された方は、月末に退職された方はその月まで、月末以外に退職された方は、退職した月の前月までが年金の基礎期間となります。

連合会では、年金受給者の皆さまに、国家公務員共済組合の年金加入記録を、「年金加入記録のお知らせ(公務員共済 ねんきん特別便)」(以下「年金加入記録のお知らせ」といいます。)に記載してお送りさせていただきました。

本誌では、Q&Aを掲載しましたので、リーフレットとあわせてご覧ください。

Q3. 社会保険庁から送られた「ねんきん特別便」に、公務員共済の年金加入記録が一部表示されていませんが、年金額に影響はないのですか？

A. 社会保険庁から送付される「ねんきん特別便」に公務員共済組合の年金加入記録が一部表示されていないのは、社会保険庁では国民年金法による老齢基礎年金の計算の基礎となる昭和36年4月以降の20歳から60歳までの加入記録を管理しているため、「ねんきん特別便」には、老齢基礎年金の基礎とならない昭和36年3月以前や60歳以降の加入記録を表示していないことなどが主な理由です。

このような場合でも、皆さまの共済年金は、連合会がお送りした「年金加入記録のお知らせ」に表示されている年金加入記録に基づいて決定を行っており、連合会がお支払いする年金額に影響はありませんのでご安心ください。

なお、社会保険庁から送られた「ねんきん特別便」と連合会からお送りした「年金加入記録のお知らせ」の年金加入記録が相違していた場合であっても、連合会にご連絡いただく必要はございません。

(社会保険庁の「ねんきん特別便」の表示が相違している事例)

- 昭和36年3月以前の期間や60歳以降の加入期間が表示されていない。
- 旧法や恩給制度から現在の国家公務員共済組合の年金制度に移行した昭和34年1月又は、昭和34年10月前後の加入期間について、実際は引き続けているのに、資格喪失年月日や資格取得年月日が表示されている。

Q4. 「年金加入記録のお知らせ」には、厚生年金に加入した記録が表示されていませんが、どうしてですか？

A. 連合会では、公務員共済組合の加入期間について記録管理を行っているため、「年金加入記録のお知らせ」には、公務員共済組合以外の年金加入記録は表示しておりません。

厚生年金や国民年金の加入期間については、社会保険庁で記録管理を行っておりますので、別途、社会保険庁から送付される「ねんきん特別便」でご確認ください。

なお、地方公務員共済組合の加入期間については、国家公務員共済組合の加入期間とみなされるため、「公務員共済組合」として表示しています。

全国年金相談会とは

連合会では、電話相談の他、共済年金の相談窓口として、東京に年金相談室を常設していますが、そのほか、毎年、全国各地で年金相談を開催しています。

電話相談

電話の場合、相談内容によってはすぐに回答できるものもあり、その場で解決することができますが、一人ひとり異なる複雑な事例を電話だけで解決するのも限界があります。

全国各地の年金相談

全国各地で行う年金相談は、相談内容が事前に分かり、相談者についての資料を用意しますので、内容が発展しても具体的にお答えすることが可能です。

申し込み方法と予約制

申し込みは、年金受給者の方々であれば年齢を問わず、どなたでも申し込みめます。申し込みは、電話、文書、及びインターネット(連合会ホームページ)で行っていただけますが、各会場とも開催地ごとの予約制となっております。

年金相談を予約された方には、別途、開催日にあわせてご自宅に相談会の案内を送付させていただきます。

予約時に相談内容を教えていただいておりますが、これは相談内容に応じた相談者の資料を事前に準備するためです。そのため、予約時に相談内容をできるだけ具体的に教えていただくことが有意義な相談につながります。

年金相談予約は、開催日の1週間前まで受け付けていますが、相談会場等の都合により定員になり次第締め切らせていただく場合もあります。

相談は個別面談で行います

相談は完全な個別面談形式で行いますが、これは、相談内容や年金に関する情報が一人ひとり異なることとプライバシーへの配慮からです。

年金相談の相談員は連合会の職員が行います。また、相談会場は、プライバシー保護のため、相談員ごとにパーティションで仕切られます。相談時間は午前9時から午後4時までの間で行われます。

主な相談内容

民間会社などに再就職した場合の連合会への手続や年金の一部支給停止額の変動などを知りたいという方や家族の生活を心配されての連合会への手続に関する事が多くなっています。

また、将来設計の参考にしたいということで、年金全般についての概要を勉強するため訪れる方もいます。

全国年金相談開催案内

連合会では、年金受給者の皆様や組合員の方を対象に、年金に関する様々なご相談に応じるため、東京に年金相談室を常設しているほか、例年全国各地で年金相談を開催しております。

平成20年度の年金相談につきましては、全国30地区で開催いたします。(開催日程は別表のとおりです)各会場とも開催地ごとの予約制となっております。**年金相談の予約は開催日の1週間前まで受け付けておりますが、相談会場等の都合により定員になり次第締め切らせていただく場合もあります。**

なお、開催日程等につきましては、当会のホームページにも掲載しております。

また、諸事情により開催日程が変更となる場合もありますので、ご承知おきください。変更となった場合は、変更後の開催日程等を当会のホームページに掲載いたします。

別表 平成20年度 年金相談開催日程

開催地	開催日	開催場所	開催地	開催日	開催場所
青森市	7月11日(金)	アップルパレス青森	名古屋市	10月30日(木)	KKRホテル名古屋
山形市	7月18日(金)	あこや会館	旭川市	10月31日(金)	旭川ターミナルホテル
長野市	7月25日(金)	ホテル信濃路	松戸市	10月31日(金)	新松戸ステーションホテル
千葉市	9月20日(土)	ホテルポートプラザちば	熊本市	11月7日(金)	KKRホテル熊本
熊谷市	9月26日(金)	マロウドイン熊谷	高松市	11月7日(金)	ホテルルポール 讃岐
神戸市	10月2日(木)	パレス神戸	奈良市	11月13日(木)	KKR奈良みかさ荘
大阪市	10月3日(金)	KKRホテルオーサカ	京都市	11月14日(金)	KKR京都くに荘
広島市	10月3日(金)	KKRホテル広島	東京都	11月16日(日)	KKRホテル東京
福岡市	10月10日(金)	KKRホテル博多	つくば市	11月21日(金)	オークラフロンティアホテルつくば
大分市	10月10日(金)	ホテル法華クラブ	相模原市	12月5日(金)	相模原オリエンタルホテル
札幌市	10月17日(金)	KKRホテル札幌	和歌山市	12月5日(金)	シティインワカヤマ
仙台市	10月17日(金)	KKRホテル仙台	さいたま市	1月16日(金)	プリランテ武蔵野
福井市	10月23日(木)	ウエルシティ福井	横浜市	1月23日(金)	KKRポートヒル横浜
金沢市	10月24日(金)	KKRホテル金沢	徳島市	2月20日(金)	ホテル千秋閣
那覇市	10月24日(金)	八汐荘	松山市	2月20日(金)	KKR道後ゆづき

予約をされます皆様へ

連絡事項 (年金相談をご予約される前に必ずお読み下さい。)

○年金相談予約方法

①電話での予約…予約専用電話 **03-3265-9708** (土・日・祝日除く)

受付時間 午前10時～12時、午後1時～6時

②インターネットでの予約…「KKRホームページ(<http://www.kkr.or.jp/>)」

ご予約は次の手順で行ってください。「KKRホームページ」の、①「長期給付情報」の「相談・案内」を開く②「相談・案内」の項番1の「年金相談・年金見込額試算について」を開く③「年金相談会の予約をしたい」を開き案内にしたがって入力

③文書での予約…「年金相談予約」と明記し、(1)開催地、開催日、希望時間(午前・午後)

(2)氏名(フリガナ)(3)生年月日(4)住所(5)連絡先電話番号(6)年金証書記号番号(7)相談

〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

国家公務員共済組合連合会年金部 年金相談室

○年金相談を予約された皆様には、別途、開催日にあわせてご自宅に相談会の案内を送付させていただきます。

Q. 退職共済年金の年金受給者ですが、もうすぐ65歳になります。どんな手続きが必要ですか。

A. 「特別支給の退職共済年金」を受けている年金受給者が65歳になると、特別支給の退職共済年金を受ける権利が消滅し、新たに「本来支給の退職共済年金」と国民年金の「老齢基礎年金」の受給権が発生し、それぞれ連合会、社会保険庁で決定され、支給されることになります。

65歳以後(65歳に達した月の翌月分以後)に受ける本来支給の退職共済年金の額は、それまで受けていた特別支給の退職共済年金の額より減額となりますが、別途、社会保険庁から老齢基礎年金が支給されることになりますので、この2つの年金額を合計した額(退職共済年金+老齢基礎年金)は65歳になるまで受けていた年金額と同額となります。

この本来支給の退職共済年金と老齢基礎年金を決定するためには、請求手続きが必要となります。

本来支給の退職共済年金の請求手続

連合会から65歳に達する月の2か月前に本来支給の退職共済年金を決定するために必要な請求用紙を送付します。

連合会から請求用紙が送付されましたら、必要事項(署名・押印だけの簡単な用紙になっています)を記入のうえ、同請求用紙に記載されている提出期限までに連合会へ提出してください。

老齢基礎年金の請求手続

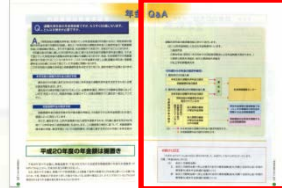
老齢基礎年金の請求手続き先や請求書の用紙は、65歳までの公的年金制度(注)の加入経歴によって異なります。

そこで、連合会では、公的年金制度の加入経歴を調査するため、65歳に達する月の4か月前に「公的年金加入経歴調査票」を送付します。この調査票の報告に基づいて、老齢基礎年金請求書の用紙、請求手続についての説明書を、65歳に達する月の2か月前に本来支給の

平成20年度の年金額は据置き

平成20年度の年金額は、物価変動率(平成19年平均の全国消費者物価指数の対前年比変動率)が0.0%であることから、平成19年度と同額となりました。

なお、現在の年金額は、物価スライド特例措置による物価下落率の累積分1.7%を据え置いている額であるため、今後、物価及び賃金が上昇した場合であっても、法律の規定により、かさ上げされている1.7%分が解消されるまで年金額は据え置かれることになります。



退職共済年金の請求書用紙と併せて送付します。

(注)「公的年金制度」とは次の年金制度をいいます。

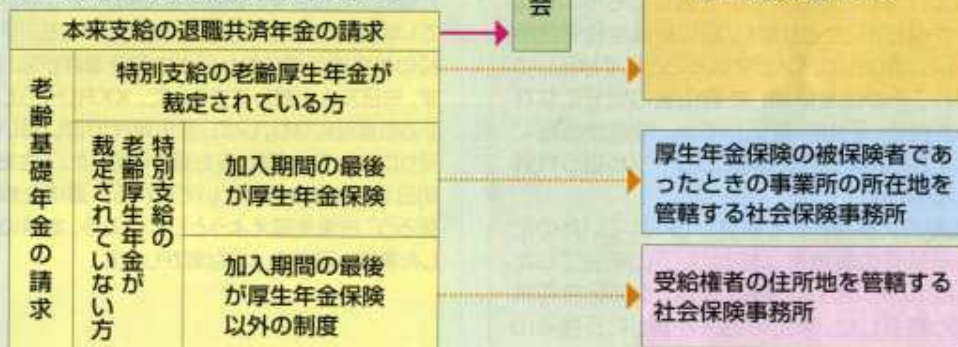
- ①国民年金
- ②厚生年金(昭和61年3月までの旧船員保険法による年金制度が含まれます。)
- ③国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合
- ④私立学校教職員共済

《65歳からの年金の請求手続先》

1. 国共済だけの加入者



2. 国共済と国共済以外の制度の加入者



(注) → は本来支給の退職共済年金の請求手続を示す。

→ は老齢基礎年金の請求手続を示す。

お詫びと訂正

「共済年金だより」No.91の5頁に誤りがありました。お詫びして次のとおり訂正いたします。

5頁、「年金Q&A」の(3)

(注) 総収入月額相当額=

正 総収入月額相当額=停止対象月の前月の標準報酬(給与)月額+当該月以前1年間の標準賞与(期末手当等)額の総額×1/12

誤 総収入月額相当額=(停止対象月の前月の標準報酬(給与)月額+当該月以前1年間の標準賞与(期末手当等)額の総額)×1/12

*** 読者のひろば ***

71歳の挑戦

大和町の西南部平地に聳え立つ山、「七つ森」その姿は奇峰とも言うべく珍しい山として眺めてきた。

山頂には薬師如来像が祀られ、数多くの伝説が伝えられている。麓に住む人々は、この「七つ森」を崇拜し、恵みを享受してきた。

私はこの町に住み50余年、一度も「七つ森」には登っていない。今回、友からの誘いで挑戦することとした。外観から見れば単なる低い「森」としか見ていなかった。実際に登るにしたがって山道は険しさを増し、呼吸が続かず何度か止まっては呼吸を整えては登った。山頂には既に多くの若い男女で賑わっていた。

こんな苦勞をしてまで山に登るのだらうと思っていたが、山頂での登山者の喜び、歓声をきき納得をした。若干の休息後、次の山に登ることになった。前の山より急勾配が多く、また前夜の雨で土は濡れスリップする。下の人から腰を押し上げられ、上の人に手を貸してもらいしてようやく山頂にたどり着く。既に身体は疲労困憊、しかし山頂からのパノラマはみごとにすばらしい。

これこそが山を征服した登山者の気分になれる。昼食後、下山の指示がでる。帰路が心配になったが、危険箇所には既にロープが張られ安全が確保されていた。

道案内人が先行して処置してくれていたのだ。

約6時間の奮戦劇は終わり、下山を完了した。登山グループと「七つ森」をバックに記念写真を撮り散会した。またの機会があったら残る山へ再挑戦したい。

宮城県 高橋 秀夫 (71歳)

介護の仕事に生きがいを見つけて

「明日もきっと来てちょうだいね」とすがりつくような目で私を見送るMさん。重度のリウマチで手足が不自由になり食事も介助してあげないと困難な患者さん達。退職して10年いろいろなことがありました。退職直後は目的を見失った脱力感と将来に対する不安が募り軽いうつ状態が続きました。

でもいつまでもこんな事をしていてはと思い立ち、何か人の為に力になれることができればと健康な体に感謝しつつ、今は介護のお手伝いをしています。

いろいろな病と戦っている患者さんたち。中でも末期癌に侵され、告知されてやむなく緩和病棟に入院されている方たち。限られた人生を如何に一日一日楽しく過ごすことができるか、私なりに考えお話し相手になって心の交流に努めております。そして誰もが自分の一番輝いていた時代の話をする時、その目はキラキラと輝いています。どんなに苦しくても生きていたいと言う心の叫びがひしひしと伝わってきます。私も今までの人生でいつ輝いていたのだらうと振り返ったとき、ふと52年前高校の修学旅行で訪れた日光中禅寺湖畔が忘れられず、先日友人と旅してきました。KKRひぐらし荘に2泊お世話になり、しばし学生時代の淡い思い出に浸りロマンティックな夜を過ごしました。“さあまた明日からは私を待っていてくれる人達のために頑張ろう”古希を迎えようとしている今、本当の充実した青春が訪れたような気がします。

愛知県 鈴木 順子 (69歳)

【表紙写真募集】

平成20年10月号と平成21年1月号の本誌の表紙写真を募集します。10月号、1月号にふさわしい各地の風景等の写真がございましたらご投稿ください。

ご投稿写真は、L又は2Lサイズのプリントで、撮影日時及び場所、タイトル、年金証書記号番号、郵便番号、住所、氏名、年齢を明記して、連合会年金部 年金相談室まで送付ください。応募写真の返却はいたしません。なお、10月号の応募締切りは6月27日、1月号の応募締切りは8月29日です。

【お問い合わせ先】 〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

国家公務員共済組合連合会 年金部 (03) 3265-8141 (代表)

電話でのお問い合わせは、土・日・祝日を除く午前9時から午後6時までとなっております。

最近、お問い合わせが非常に多く長時間お待たせする場合があります大変申し訳ありません。

間違いの電話が多くなっていますので、おかけ間違いのないよう十分ご注意ください。

お問い合わせの際は、必ず年金証書記号番号をお知らせください。

連合会ホームページアドレス <http://www.kkr.or.jp>

(年金相談や各種届出用紙のダウンロード等にご利用ください)